

函館市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月27日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第19号

函館市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

函館市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和元年函館市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「および第15号」を「、第15号、第21号および第22号」に改め、同項第8号中「次項第3号」を「第22号」に改め、同項第15号中「次項第3号ア」を「第22号ア」に改め、同項に次の4号を加える。

(20) 会計年度任用職員が生後1年に達しない子を育てる場合 1日2回各45分

(21) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（負傷し、もしくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話もしくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うことまたはその子の教育もしくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間

(22) 次に掲げる者（ウに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病または老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号ならびに次項第1号および第2号において「要介護者」という。）の介護その他の市長の定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間

ア 配偶者，父母，子および配偶者の父母

イ 祖父母，孫および兄弟姉妹

ウ 会計年度任用職員または配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者および会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で市長の定めるもの

(23) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対する登録の申出または骨髄移植のための配偶者，父母，子および兄弟姉妹以外の者に対する骨髄液の提供に伴い必要な検査，入院等をする場合 必要と認められる期間

第5条第2項中「第2号から第5号まで」を「第1号および第2号」に改め，同項第1号から第3号までを削り，同項第4号を同項第1号とし，同項第5号を同項第2号とし，同項第6号を同項第3号とし，同項第7号を削る。

附 則

この規則は，令和8年4月1日から施行する。